

申告・記帳・決算
新規開業・法人設立
労働保険・一人親方
税金相談・法律相談
《相談は大宮民商へ》

大宮民商 News

大宮民主商工会 〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 3-262
TEL:048-623-6731 FAX:048-622-7162 営業時間:9～17時
休み:土日祝 WEB <http://www.ohmiyaminsyo.jp/index.html>
ホームページ



2023年
(令和5年)
6月26日
第1208号

書き方が分からない場合は
民商にご相談ください。

税務署へ 源泉所得税の半期納付(1～6月分)

7月10日までに税務署に提出・納付します。源泉税が発生しない場合でも、「税額¥0」と記入した納付書を税務署へ提出しなければいけません。

年金事務所へ 社保・厚生年金の算定基礎届

社保・厚生年金をかけている事業所は、4・5・6月の3カ月間に支給した給与・役員報酬を、7月10日までに年金事務所に報告します。



東京都杉並区で「インボイス制度の実施延期を求める意見書」が採択

東京都杉並区議会の令和5年第2回定例会で、「インボイスの実施延期を求める意見書」が採択されました。東京23区では初です。埼玉県内では、羽生市や本庄市がすでに採択を勝ち取っています。

インボイス制度は、小規模事業者やそこに仕事を発注している企業に対しての増税制度ですが、サラリーマンの人も経費で使えるお店に限られる、もしくは経費で落ちない等の状況が発生することも。事業者によっては、ひと月分の売上が吹っ飛ぶ増税額になり、廃業・倒産は確実に増加。事業者は増税分をどこかで補てんしなければやっていけないので、世の中の多くの商品・サービス価格が値上げされるでしょう。インボイス制度は絶対に中止すべきです。

大宮支部 総会を開催しました

大宮民商の大宮支部は、6月17日の土曜日に鮎政 大宮駅西口店で支部総会を開催しました。事務局含めて7名が出席し、2名の会員さんが初参加でした。美味しい食事と楽しい話で親睦を深めました。



《予定表》

- 6/25(日) 集団健康診断 (おおみや診療所)
- 7/ 6(木) 見沼支部 総会 (木曾路 大宮店) 12:00～
- 7/ 7(木) 北支部 総会 (よしみ家) 18:00～
- 7/11(火) 婦人部 総会 (木曾路 大宮店) 11:45～
- 7/16(日) 与野支部 総会 (民商事務所) 15:00～
- 7/23(日) 大宮民商 本部総会 (西部文化センター) 9:10～

インボイス制度を止めるために 電子署名にご協力ください

目標
30万筆



労働保険料(第1期)の 納付期限は6月30日です

※労働保険料は、所定の期限までに納付しないと労働局から督促されます。その督促をうけ、それに指定された期限までにこれを納付しないと、法定期限の翌日からその完納の前日までの日数により計算された延滞金を徴収されます(年14.6%の率)。



参加者募集中 婦人部 総会

日時:7月11日(火)午前11:45 開会
会場:木曾路大宮店(大宮駅西口徒歩5分)
会費:1,000円

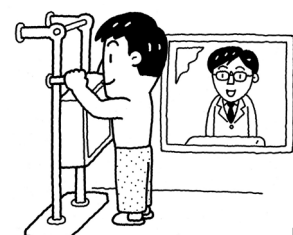
参加申込は7/3までに民商の平山までご連絡ください。



共済会 集団健康診断

日時:6月25日(日) 受付時間8:15～11:00
場所:おおみや診療所
さいたま市指扇1100-2
☎048-624-0238

共済会加入者には最大3,000円の実費補助あり。



☆班集金・個別集金ともに15日集金へのご協力をお願いします。☆相談・来所時は事前に電話予約してください。

《世相》テレビ東京 2023年6月24日(土)に放映の『出沒!アド街ック天国』は「与野」の回。放映1週間以内ならwebで見逃し配信が見られる。

2023年度(令和5年度) 納税カレンダー

(※埼玉県さいたま市を基準に作成)

月	納期限	市 税			県 税		国 税	
		※1 個人住民税 〔市県民税〕	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	※2 国民健康 保険税	※3 自動車税 事業税	※4 所得税 (予定納税)	※5 消費税 (中間納付)
4月								
5月	5/31		1期	定期		定期		
6月	6/30	1期						
7月	7/31		2期		1期		(1期)	
8月	8/31	2期			2期	1期		(1期)
9月	10/2				3期			
10月	10/31	3期			4期			
11月	11/30				5期	2期	(2期)	
12月	1/4		3期		6期			
1月	1/31	4期			7期			
2月	2/29		4期		8期			
3月	3/15 4/1						3/15	4/1

※1. 事業所で特別徴収している場合は、事業所あてに通知書が届く。事業所は毎月の給与から天引きして納税者の代わり納める。

※2. 事業所で社会保険に加入している場合は、事業所が従業員負担分の健康保険税（ほとんどの場合、厚生年金も）を給与から天引きし、納税者の代わりに納める。

※3. 前年の事業所得金額（青色控除額を引く前の額）が290万円を超えた部分に発生。税率は基本5%（業種による）。通常、税額が1万円以下の場合は8月の1期のみ。

※4. 予定納税は、前年の予定納税基準額が15万円以上（事業所得のみの人は前年の所得税+復興特別所得税が15万円以上）の場合に発生。税額の3分の1ずつを7月と11月に納める。

※5. 中間納付は、前年の消費税年税額が48万円（地方消費税額は含まない）を超えた場合に発生。400万円以下までは年1回。400万円超は年3回。4800万円超は年11回。

法人の申告

法人の税金は、各法人の事業年度終了日から2か月以内に申告・納付します。申告額により所得税の予定納税・消費税の中間納付があります。

雇用保険料率 (2023年4月分から～)

	① 労働者負担	② 事業主負担	①+② 合計保険料率
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

★雇用保険(労働保険)料を計算する際の給与の期間は、締め日で判定します。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→3月分

4月20日締め、4月末日支給の給与→4月分

4月25日締め、5月10日支給の給与→4月分

埼玉県の最低賃金

時間額 **987円**

(2022年10月1日～)

令和5年度

国民年金保険料

16,520円/月

社保(健康保険・厚生年金)に加入している事業所は、

最新の保険料額表を確認してください。現在(2023年6月)最新のものは、

『令和5年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表』です。

年金事務所からの通知は必ず確認! Webで「都道府県毎の保険料額表_協会けんぽ」

と検索すると、ご自身の事業所が所属する都道府県の最新の保険料額表を確認できます。



★社保や源泉税の処理をする際は、給与の支給日で算定基礎届や半期納付の処理を行ないます。

例：3月末日締め、4月20日支給の給与→4月支給分

4月20日締め、4月末日支給の給与→4月支給分

4月25日締め、5月10日支給の給与→5月支給分